

# 西条市農業委員会 平成29年度第7回総会 議事録

1. 日 時 平成29年10月4日(水) 午後2時00分から午後2時45分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%  
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.00%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	11番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	21番	玉井 明
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	22番	戸田 博明
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	23番	真鍋 美鈴
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	24番	高橋 忠親
	5番	松本 義之	15番	山内 隆		
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一		
	7番	西原 昇	19番	玉井 一男		
	9番	長谷川 孝師	20番	佐伯 祐介		

## ○欠席者氏名

18番 佐伯 賢造

## ○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和歆	12番	森田 忠茂	24番	石川 清幸
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	25番	渡部 靖
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	真鍋 幸正	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一		
	11番	栗田 房信	23番	永井 正幸		

## ○欠席者氏名

1番 渡辺 春正 18番 四之宮 明 20番 高橋 正

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
  - 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
  - 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
  - 議案第7号 農用利用配分計画（案）に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志
- 事務局次長 渡邊 賢一郎
- 事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局	それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第7回総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加籐会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【 会長挨拶 】
	【 議長選出 】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加籐会長よろしく申し上げます。
	【 会長、議長席に着く 】
議 長	ただ今から、平成29年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	議事録署名人及び書記の指名
	それでは、議事録署名人の指名をいたします。
	西原 昇 委員、長谷川 孝師 委員の両委員にお願いいたします。

議 長     なお、欠席届出が、18番 佐伯賢造 委員から、  
また、1番 渡辺春正 推進委員、18番 四之宮 明 推進委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局     事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

17号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

18号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

19号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

20号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

21号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

22号は、〇〇氏が、〇〇氏から隣接農地の贈与を受けようとする申請でございます。

23号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

24号は、〇〇氏が、〇〇氏から贈与を受け、両氏の農地の境界を整理、確定させようとする申請でございます。

25号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

26号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

事務局	以上10件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	以上、10件 提案いたしますので、よろしくご審議お願ひいたします。委員の皆さん、何かありましたらお願ひします。
地区委員	17号 問題ありません。 18号 問題ありません。 19号 問題ありません。 20号 問題ありません。 21号 問題ありません。 22号 問題ありません。 23号 問題ありません。 24号 問題ありません。 25号 問題ありません。 26号 問題ありません。
議長	他に、ご意見・ご異議等ございませぬか。
委員一同	異議なし。
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということでありませぬので、以上10件を原案どおり許可することといたします。
買受適格 証明関係	
次に、6ページ、議案第2号、農地法 第3条 第1項 を目的とする買受適格証明願について、申請内容を事務局から説明いたします。	
事務局	それでは、ご説明申し上げます。 7ページをお願ひいたします。 3号は、〇〇氏が、農地の公売参加のため、買受適格証明書の交付を申請するものであります。 〇〇氏が、当地の慣行小作権を有しているため、小作地解放が目的の公売参加となっております。
	以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	以上、1件 提案いたしますので、よろしくご審議お願ひいたします。委員の皆さん、何かありましたらお願ひします。

委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』という事でありますので、原案どおり承認することとし、証明書を1件交付いたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第4条関係</p> <p>次に、8ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>15号は、〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。</p> <p>申請地には、既に倉庫などの建物が建設されており、その是正を兼ねた案件でございます。申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう指導を行っております。</p> <p>16号は、〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。</p> <p>申請地は、本年1月に農地法3条許可により申請人が取得した農地でございます。本来でしたら、取得後3年を経過しておりませんので、原則として転用することは認められておりませんが、申請人は慣行小作権を有する父親から経営移譲を受けて、従来から当該地を耕作していたため、例外的に転用が認められるものです。</p> <p>なお、議案第4号の92号も関連の案件となっております。</p> <p>17号は、〇〇氏が、宅地拡張をしようとする申請でございます。</p> <p>申請地は、既に宅地化され、その是正案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう指導を行っております。</p>
事務局	以上3件、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	以上、3件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたらお願いします。
地区委員	<p>15号 問題ありません。</p> <p>16号 問題ありません。</p>

地区委員 17号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法 第5条 関係

次に、14 ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明申し上げます。

11 ページをお願いいたします。

86号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

87号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

88号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

申請地の一部は、既に駐車場に転用されており、その是正を兼ねた案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう指導をいたしております。

89号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

90号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

91号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

申請地は、既に宅地化されており、その是正を兼ねた案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう指導をいたしております。

92号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権の設定を受け自己住宅を建設しようとする申請でございます。

申請地には、既に住宅がはみ出して建設されており、その是正案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このよう

事務局 な事のないよう指導をいたしております。

93号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から所有権移転を受け建売住宅〇棟を建築しようとする申請でございます。

94号は、〇〇 氏 外〇名が、〇〇 氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

95号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

96号は、〇〇寺 が、〇〇 氏 外〇名から所有権移転を受け、境内への進入路に転用しようとする申請でございます。

97号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から所有権移転を受け離れを建設しようとする申請でございます。

申請地には、既に離れがはみ出して建設されており、その是正案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう指導をいたしております。

98号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から所有権移転を受け離れ及び物置を建設しようとする申請でございます。

申請地には、既に離れ等がはみ出して建設され、その是正案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう指導をいたしております。

99号は、〇〇 氏が、競売により農地を取得し、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

100号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から所有権移転を受け太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

101号は、〇〇会社が、〇〇 氏 外〇名から 所有権移転を受け太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

現在、参考となります資料を、委員の皆さんに回覧させていただいております。

回覧し終わりますまで、しばらくお待ちいただけたらと思います。

#### 【回覧終了】

事務局 それでは、続けさせていただきます。

本件につきましては、地元である〇〇土地改良区から転用事業の実施については、時期尚早ではないかとの意見をいただいております。

改良区の意見につきましては、農業委員会委員であり、〇〇土地改良区理事でもあります、〇〇委員より、決議に至った経緯についてご説明をお願いできればと思います。

〇〇委員 改良区の決議に至った経緯を説明いたします。

申請地一帯は、農地としてだけでなく中山川の遊水地としての機能を有しており、災害の際に周辺への影響を未然に防ぐ役割を担っております。

しかしながら、平成16年の台風21号災害の折に、線路脇の堤防が決壊し、周辺農地だけでなく、線路西側の住宅地まで浸水の被害が及びました。

その後、堤防は県により復旧作業が行われましたが、仮復旧の状態で、本格復旧までには時間がかかるとのことで、災害時には常に注意を払わなければならない状態が続いています。

そのような中、先日の台風18号において、仮復旧している箇所が、再度決壊し、中山川の水が、申請地一帯に大量に流れ込み、かなりの高さまで浸水してしまいました。

今回の台風後も、堤防の仮復旧は早急に進められておりますが、本格復旧にはまだまだ時間がかかることが予想されます。

このようなことから、地元の〇〇地区土地改良区では理事会において当該転用事業に関しては時期尚早との決議を行いました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、引き続き第4号議案の説明を続けさせていただきます。

102号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

申請地には、既に農業用倉庫が建設されておりますが、2アール未満の農業用施設用地としての利用でありますので違反転用ではないことを申し添えておきます。

103号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

104号は、〇〇会社が、〇〇氏から貸借権設定を受け老人福祉施設を建設しようとする申請でございます。

本件は、9月の総会にて取り下げた案件でございますが、その後、介護保険制度との調整が整いましたので改めて、申請されたものでございます。

以上19件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 以上、19件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 86号 問題ありません。



地区委員 87号 問題ありません。  
88号 問題ありません。  
89号 問題ありません。  
90号 問題ありません。  
91号 問題ありません。  
92号 問題ありません。  
93号 問題ありません。  
94号 問題ありません。  
95号 問題ありません。  
96号 問題ありません。  
97号 問題ありません。  
98号 問題ありません。  
99号 問題ありません。  
100号 問題ありません

〇〇委員 【挙手】

議長 〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 本件につきましては、〇〇土地改良区と同意見であります。  
また、申請書類等を確認しましたところ、転用の際には、既存の擁壁よりやや高く造成し、周囲をフェンスで囲む予定となっております。

保水性の高い農地である現状においても、冠水し、危険な状態になっている上、さらに2ヘクタールを超える農地が、宅地化されることとなれば、災害時の危険性はさらに増すのではないかと考えられます。フェンスを設置することにより、従来下流に流れていた、雑木、稲わら等が堰となり、今まで以上に冠水するのではないかと懸念をしております。

また、既存の擁壁より高く造成することにより、道前平野土地改良区や〇〇土地改良区が管理する農道・水路、加えて周辺の農地に土砂を流出させるなど営農条件に支障をきたす恐れがあるとも考えられます。

以上のようなことから、災害時における環境整備が十分に整っていない現時点では、今回の申請を許可することは難しいのではないかと考えております。

議長 ただ今の101号の〇〇委員さんの意見に対しまして、他にご意見ございませんか。

〇〇推進委員

【挙手】

議 長

役職と氏名を言ってから、お願いします。

〇〇推進委員

推進委員〇番 〇〇でございます。よろしく申し上げます。

ただいま、農業委員さんの方からご説明がございました。私からは、当地の件につきまして、このJRの西、約500mくらいのところに、1集落がある。だいたい30件くらいだが、その人命にかかわることが発生する。先ほど写真を見ていただいてご理解をいただけたと思いますが、橋脚の広いところでも、あれだけの濁流による被害がある。

そのことが分かっているながら、今回申請のあった太陽光発電施設は、1基の高さが4mくらいあるのではないかと考えているのだが、洪水が発生すると、それが全部、堰になる。そうなれば、先ほど言いましたように、JRの西は、全部、人家が水没する恐れがある。

おそらく、大量の水によって、人命が失われる可能性が非常に多い。そのような関係で、私も消防団員だった関係でよく招集されたが、当地は、非常に低いので、すぐに市から要請があり、人命救助を何回となくやってきた。

その上で、またこのようなことが行われれば、見るに見かねないような状況が起こるのではないかと思いますので、是非、皆様のお力をお借りして、せめて保留にすべきではないかと考えますのでよろしく申し上げます。以上です。

議 長

ありがとうございます。他にございませんか。

〇〇委員

【挙手】

議 長

役職と氏名を言ってから、お願いします。

〇〇委員

農業委員、〇〇です。

〇〇地区の方とは近所であり、僕も消防団に入っていた関係で、〇〇の災害等には何回か出動させていただきましたが、あの地域で太陽光発電施設をするのは無理ではないかと思う。

最近の、北九州の方のゲリラ豪雨、災害を見て、人命に係るような災害が起こる可能性が十分にあると思うので、この案件については、〇〇委員、〇〇委員に賛同して、とりあえずは処分保留という形にしたのでいいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

議 長	<p>ありがとうございます。この件につきまして、他にご意見等ありませんか。</p> <p>他にご意見はないようでございますので、ただ今の101号につきましては、不許可相当ということですので、その旨、決議してよろしいでしょうか。</p> <p>不許可相当に賛成の農業委員さんは、挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【事務局確認 総会出席農業委員 23名挙手】</b></p>
議 長	<p>ありがとうございます。本日出席の農業委員は全員賛成ということとであります。</p> <p>よって、101号は不許可相当といたします。</p> <p>続きまして、102号から104号について、委員の皆さんよろしくお願ひします。</p>
地区委員	<p>102号 問題ありません。</p> <p>103号 問題ありません。</p> <p>104号 問題ありません。</p>
議 長	<p>他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>101号を除く18件は『異議なし』ということとありますので、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p>また、101号は、『不許可相当』ということとありますので、その旨の意見を付して、知事に進達いたします。</p> <p>これに、ご異議・ご意見等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、そのように決しました。</p> <p>農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について</p> <p>次に17ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更について</p>

議 長 て、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
18ページをお願いいたします。  
7号は、〇〇 氏 外〇名が、自己住宅を建設するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。  
8号は、〇〇 氏が、農業用倉庫を建設するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。  
7号、8号ともに申請地はいわゆる青地のため、まずは農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入るようになっております。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

議員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

次に21ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。  
詳細につきましては、議案書をご覧ください、ご審議願います。  
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、36件、面積は、22万2千769㎡となっております。  
また、所有権の移転は、1件、面積は、72㎡となっております。

事務局	以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	ありがとうございました。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。
	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
	次に 33 ページの 1、議案第 7 号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をします。
事務局	農地利用配分計画とは、中間管理機構が、「農業経営基盤強化法」における利用集積計画により農地を借り受け、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に規定する配分計画により、地域の担い手などに農地を貸し付ける、いわば中間管理機構が、農地をまた貸し、転貸をするという事業でございます。 そのメリットとしましては、条件を整えば、経営転換協力金、耕作者集積協力金、又は 地域集積協力金が貸し手側に支給され、10 年以上の貸借が保証されます。 件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 第 3 項の各要件は満たしており、詳細については議案書 33 ページの 3、33 ページの 4 をご覧いただき、ご審議をお願いいたします。 件数は、1 件、面積は、3 万 3 千㎡となっております。 以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	ありがとうございました。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

議 長	報告承認案件
	次に、34ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。
事務局	平成29年8月16日から、平成29年9月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、53件受理いたしました。以上、報告を終わらせていただきます。
議 長	ありがとうございました。以上で、通知、届出等の報告を終わります。
	他に何かありませんか。
	無いようでございますので、以上で総会を閉じます。
	慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
		86号~100号 原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	101号 不許可相当
		102号~104号 原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について	原案承認

## 9. 閉会の日時

平成29年10月4日 午後2時45分